

植物防疫法に基づく植物等の移動規制に関する令和5年度広報強化週間について

1 趣旨

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島（以下「移動規制対象地域」という。）においては、農作物に被害を与えるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーンング病菌等の病害虫が発生している。

当該病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2及び第16条の3に基づき、当該病害虫の寄主・宿主植物等の移動を規制している。

当該移動規制の実効性を確保するため、移動規制対象地域への旅行者が増加する時期に合わせて広報強化週間を設け、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）による旅行者、移動規制対象地域内の住民、移動規制対象植物の生産者等に対する広報活動を実施することにより、移動規制の内容について周知徹底を図るものとする。

2 実施時期

第1回 令和5年4月17日（月）～4月21日（金）

第2回 令和5年7月10日（月）～7月14日（金）

第3回 令和5年12月11日（月）～12月15日（金）

3 主な広報活動の内容^{※1}

- (1) 海空港におけるリーフレット等の配布
- (2) 海空港におけるポスターの掲示、広報板の設置
- (3) 船機内、待合室等の乗客に対するアナウンス
- (4) 地方自治体、関係団体等へのポスター及びリーフレット等の配布
- (5) 地方自治体、関係団体等が発行する広報誌への掲載依頼
- (6) テレビ、新聞等マスメディアへの協力依頼
- (7) 移動規制対象地域における移動規制対象植物等の生産者へのリーフレット等の配布
- (8) 移動規制対象地域内の観光地（農産物販売所等）におけるリーフレット等の配布

※1 コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を変更することとする。

4 実施主体

横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所及び那覇植物防疫事務所

5 重点実施場所及び担当所

(1) 移動規制対象地域からの直行便又は経由便が到着する海空港

都道府県	実施場所	担当所	
北海道	新千歳空港	横浜植物防疫所	札幌支所新千歳空港出張所
宮城県	仙台空港	〃	塩釜支所
茨城県	茨城空港	〃	東京支所鹿島出張所
千葉県	成田国際空港	〃	成田支所
東京都	東京港竹芝埠頭	〃	東京支所
〃	東京国際空港	〃	羽田空港支所
新潟県	新潟空港	〃	新潟支所
石川県	小松飛行場	名古屋植物防疫所	伏木富山支所小松空港出張所
静岡県	静岡空港	〃	清水支所静岡空港出張所
愛知県	中部国際空港	〃	中部空港支所
大阪府	大阪国際空港	神戸植物防疫所	大阪支所
〃	阪神港大阪区	〃	〃
〃	関西国際空港	〃	関西空港支所
兵庫県	阪神港神戸区	〃	
〃	神戸空港	〃	
岡山県	岡山空港	〃	広島支所水島出張所
広島県	広島空港	〃	広島支所
山口県	岩国飛行場	〃	〃
香川県	高松空港	〃	坂出支所
愛媛県	松山空港	〃	坂出支所松山出張所
福岡県	博多港	門司植物防疫所	福岡支所
〃	福岡空港	〃	福岡支所福岡空港出張所
〃	北九州空港	〃	
長崎県	長崎空港	〃	福岡支所長崎出張所
熊本県	熊本空港	〃	鹿児島支所八代出張所
宮崎県	宮崎空港	〃	鹿児島支所細島出張所
鹿児島県	志布志港	〃	鹿児島支所志布志出張所
〃	鹿児島港	〃	鹿児島支所
〃	鹿児島空港	〃	〃

(2) 移動規制対象地域以外の地域への直行便又は経由便が出発する移動規制対象地域の
海空港

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原父島二見港	国土交通省	小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島内の海港	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島内の海港	〃	名瀬支所
〃	奄美空港	〃	〃
〃	喜界空港	〃	〃
〃	徳之島空港	〃	〃
〃	沖永良部空港	〃	〃
〃	与論空港	〃	〃
沖縄県	那覇港	那覇植物防疫事務所	
〃	平敷屋港	〃	
〃	本部港	〃	
〃	那覇空港	〃	那覇空港出張所
〃	嘉手納飛行場	〃	嘉手納出張所
〃	久米島空港	〃	
〃	宮古空港	〃	平良出張所
〃	下地島空港	〃	〃
〃	新石垣空港	〃	石垣出張所

(3) 移動規制対象地域内の郵便局並びに宅配便、貨物及び青果物取扱店等

都道府県	実施場所	担当所	
東京都	小笠原諸島	国土交通省	小笠原総合事務所(植物防疫官駐在)
鹿児島県	トカラ列島	門司植物防疫所	鹿児島支所
〃	奄美群島	〃	名瀬支所
沖縄県	沖縄県全域	那覇植物防疫事務所及び同事務所各出張所	